

八丈島処分場水中ポンプ部品交換修繕

特記仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

1 目的

本修繕は、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場において、水中ポンプの部品劣化が発生しているため、部品交換を行い、機能回復を目的とするものである。

2 適用範囲

受注者は、本特記仕様書及び「東京都機械設備工事標準仕様書」の内容を遵守すること。これらに定めのない事項もしくは疑義が生じた場合については、発注者と協議のうえ決定する。

3 件名

八丈島処分場水中ポンプ部品交換修繕

4 履行場所

東京都八丈島八丈町末吉 1547 番地ほか八丈島一般廃棄物管理型最終処分場

5 履行期限

契約締結の日から令和3年10月29日まで

6 修繕内容

(1) 対象設備

ア 原水ピットポンプ No.2

(ア) 型式：新明和工業(株)製 S4N100-S4P100B

(イ) 製品番号：1298-157

(ウ) 仕様：100A×0.75 m³/分×17m×5.5KW 定格電流：24.5A 保護装置オートカット

イ 原水ポンプ No.1

(ア) 型式：新明和工業(株)製 S4N65-S4P50L

(イ) 製品番号：1298-158

(ウ) 仕様：65A×0.055 m³/分 15m×1.5KW 定格電流：6.9A 保護装置オートカット

ウ ろ過原水ポンプ No.1

(ア) 型式：新明和工業(株)製 S4A50-S4P50

(イ) 製品番号：1298-249

(ウ) 仕様：50A×0.055 m³/分×16m×1.5kW 定格電流値：6.9A 保護装置オートカット

エ 逆洗ポンプ No.2

(ア) 型式：新明和工業(株)製 AH801-S4P65

(イ) 製品番号：1298-154

(ウ) 仕様：65A×0.53 m³/分×20m×3.7kW 定格電流値：14.8A 保護装置オートカット

オ 放流ポンプ No.1

(ア) 型式：新明和工業(株)製 S4A0T-S4P50

(イ) 製品番号：1298-251

(ウ) 仕様：50A×0.049 m³/分×8m×0.4kW 定格電流値：2.5A 保護装置オートカット

(2) 修繕工程

ア 取外し、ケーシング清掃

イ 分解組立調整、部品交換

ウ 交換後測定記録

エ 無負荷試運転

オ 設置、試運転

(3) 交換部品

ア 原水ピットポンプ No.2

部品名	数量	単位
動力ケーブル 15m	1	本
玉軸受(上)	1	個
玉軸受(下)	1	個
メカニカルシール	1	個
オイルシール	1	個
エコライザ	1	個
防食亜鉛板(ナットザガネ含む)	2	個
オートカット	1	個
シール部品	1	式

イ 原水ポンプ No.1

部品名	数量	単位
動力ケーブル 15m	1	本
玉軸受(上)	1	個
玉軸受(下)	1	個
メカニカルシール	1	個
オイルシール	1	個
スリーブ	1	個
防食亜鉛板(ナットザガネ含む)	2	個
オートカット	1	個
シール部品	1	式

ウ ろ過原水ポンプ No. 1

部品名	数量	単位
動力ケーブル 10m	1	本
玉軸受(上)	1	個
玉軸受(下)	1	個
メカニカルシール	1	個
オイルシール	1	個
ソコフタ	1	個
ストレーナー	1	個
スリーブ	1	個
防食亜鉛板(ナットザガネ含む)	1	個
オートカット	1	個
シール部品	1	式

エ 逆洗ポンプ No. 2

部品名	数量	単位
動力ケーブル 8m	1	本
玉軸受(上)	1	個
玉軸受(下)	1	個
メカニカルシール	1	個
シーリング	1	個
ソコフタ	1	個
ストレーナー	1	個
防食亜鉛板(ナットザガネ含む)	1	個
オートカット	1	個
シール部品	1	式

オ 放流ポンプ No.1

部品名	数量	単位
動力ケーブル 8m	1	本
玉軸受(上)	1	個
玉軸受(下)	1	個
メカニカルシール	1	個
オイルシール	1	個
スリーブ	1	個
ストレーナー	1	個
ソコフタ	1	個
防食亜鉛板(ナットザガネ含む)	2	個
オートカット	1	個
シール部品	1	式

(4) 分解組立調整

- ア スターターコイル巻替え
- イ オイル交換
- ウ ローターシャフト修正加工

(5) 部品交換後測定記録

- ア 絶縁抵抗値
- イ 羽根車隙間測定
- ウ 真空気密試験 (オイル室、モーター室)

(6) 無負荷試運転

- ア 回転方向
- イ 異音振動有無
- ウ 電流値

7 留意点

- (1) 分解整備に当たっては、モータ室に粉塵が入らないよう留意しなければならない。
- (2) メカニカルシールの交換の際は、油室に異物が入ることのないよう十分に注意するものとし、また、摺動面には粉塵等が付着しないよう留意しなければならない。
- (3) 輸送中又は修理作業中に塗膜を損傷した場合、既設塗装と同じ塗料を用いて補修しなければならない。
- (4) 分解整備に伴う簡易なタッチアップ塗装はこの業務に含むものとする。
- (5) 施工中に発見した異常、問題点は随時報告しなければならない。

(6) 交換等により生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理しなければならない。

8 提出書類

- (1) 着手届 1部
- (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書 1部
- (3) 報告書（記録写真含む）1部
- (4) 完了届 1部

以上